

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第二十六号

鳥取縣立農業講習所規程（昭和二十四年三月鳥取縣規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立農業講習所規程中改正規程

第一條中「農業改良普及員等の養成並びにその再教育」の下に「及び農村中堅青少年の養成」を加える。

第三條を次のように改める。

第三條 講習所の入所出願資格者は左の各号の一に該当する者で身体強健志操堅実な者とする。

本科

一、新制高等学校又はこれに準ずる（農林大臣の

昭和二十六年五月十八日 金曜日
号 外

本誌ノ大キサハ國定規格A五判

指定する）教育機関の卒業生。

二、旧制中等学校（乙種農学校を含む）卒業後一箇年以上農業に関する試験、研究、教育、普及事業又は実務に従事した者。

実科

新制中学校の卒業生又はこれに準ずるもの。

研究科

農業講習所、農業に関する大学専門学校の卒業生。

第四條を次のように改める。

第四條 講習所の講習期間は次の通りとする。但し授業料は徴收しない。

本科	二箇年
実科	一箇年
研究科	六箇月以上

第五條中「手当を支給する」を「手当を支給することが

できる。但し実科は除く」に改める。
 第六條を次のように改める。
 第六條 第三條の規定による入所人員はそのつど告示する。
 第八條中「別表の通りとする」を「別表の通りとし、実科、研究科については所長が別に定める」に改める
 附則
 この規則は公布の日から施行し、昭和二十六年四月十日から適用する。

雑報

昭和二十六年四月農林省告示第百三十三号農産物検査法第六條第一項による農産物規格規定に基く包装規格細目の農林省鳥取食糧事務所長公示について

包装規格細目

- 一、繩 俵 菰 編 繩 一、五分繩又は実子繩

編所		封 間 (寸)	菰 丈 (尺)	封数	重量 (匁)	直 徑	重 量	備 考
一	重 俵	一、一尺	一〇〇匁					但し当分の間直徑は上下夫々一寸の差を認む
二	重 俵	一、〇尺	九〇匁					寸の差を認む
	複式俵 内当のもの	〃	〃					一重量は上下夫々〇匁の差を認む
	外当のもの	一、一尺	一〇〇匁					
四、一重俵								
編所		封 間 (寸)	菰 丈 (尺)	封数	重量 (匁)			
四	中央	左右	兩端	三、八	一六五	六〇〇		上下夫々二〇匁の差を認む
六	中央	左右	兩端	五、五	〇	四、〇		以上

小口かがり繩
 縦縮繩
 さん俵
 二、わら
 三、〇分繩又は三、五分繩
 よく乾燥した越年の良質のわらを用いる。
 三、さん俵

- (一) 荷造り
 - (イ) 小口かゞり
小口繩を以つて三封ずつすくい、目貫九ヶ所を通じ菰端を内方に折曲げた上にさん俵を当て、順次右へ一廻りは皆すくい、二廻り目より三つ飛びにかゞり中央にて引締め菊花かゞりとする。
 - (ロ) 横 繩
五ヶ所谷二廻り四つ目結とする。
一筋を以つて四方掛又は二筋を以つて二方掛けとし各横繩に引掛(兩端横繩では蛙股掛けとする)第一横繩で四つ目結びとする。
- 五、二重俵
 - 1 内 俵
 - (一) 俵 菰
一重俵に同じ
 - (二) 荷造り
 - (イ) 小口かゞり
小口繩を以つて三封ずつすくい、目貫七ヶ所を

編所		封 間 (寸)	菰 丈 (尺)	封数	重量 (匁)
四	中央	左右	兩端	七、〇	七、〇
七、〇	中央	左右	兩端	〇五、五	四、〇
〇七、〇	中央	左右	兩端	五、五	四、〇
〇	中央	左右	兩端	〇	八〇以上

上下夫々二〇匁の差を認む

通し菰端を内方に折曲げた上にさん俵を当て、順次右廻りに二つ飛びにかゞりつてくる。
 (一) 外 俵
 横繩は三ヶ所各々二廻りねじ込とする。
 (二) 荷造り

- (イ) 小口かゞり
小口繩を以つて三封ずつすくい目貫九ヶ所を通し菰端を内方に折曲げ順次右へ一廻りは皆すくい、二廻り目一つ飛にかゞり三廻り目は一廻り目の繩一つ飛にかゞり(二廻り目に掛るまで引締める)四廻り目は三廻り目の繩一つ飛にかゞり中央でくくる。

